

公益社団法人日本フードスペシャリスト協会  
**表彰状授与規程**

(総則)

**第1条** この規程は、公益社団法人日本フードスペシャリスト協会（以下「協会」という。）が行う会長名の表彰状の授与に関して必要な事項を定める。

(対象者)

**第2条** 会長は、フードスペシャリスト資格を優秀な成績で取得した者を表彰（以下「一般表彰」という。）するとともに、フードスペシャリスト資格認定試験において特に優秀な成績で合格した者を特別に表彰（以下「特別表彰」という。）するものとする。

(一般表彰の推薦)

**第3条** 一般表彰の表彰状は、フードスペシャリスト養成機関（以下「養成機関」という。）を有する教育機関の代表者の推薦に基づき、当該教育機関を通じ授与する。

2 各教育機関の推薦枠は毎年1名とする。

3 推薦は、各教育機関におけるその年度のフードスペシャリスト資格取得者の確定と同時期に、別紙1の様式により行うものとする。

(特別表彰の推薦)

**第4条** 特別表彰の表彰状は、協会の専門委員会の推薦に基づき、被表彰者が属する教育機関及び企業を通じ、又は、直接本人に対し授与する。

2 専門委員会の推薦枠は、フードスペシャリスト資格規程第5条第2項に規定する資格認定試験の区分ごとに毎年若干名とする。

(表彰状)

**第5条** 一般表彰の表彰状の様式は別紙2のとおりとし、その日付は養成機関卒業の日とする。

2 特別表彰の表彰状の様式は別紙3のとおりとし、その日付は毎年2月1日とする。

(規程の変更)

**第6条** この規程は、理事会の議決を経なければ変更できない。

#### 附則

この規程は、平成19年4月24日から施行する。

平成20年5月14日改正後の規程は、改正の日から施行する。

平成23年5月10日改正後の規程は、改正の日から施行する。

平成25年2月12日改正後の規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

平成30年6月7日改正後の規程は、改正の日から施行する。